

愛知県文化情報センター催事室
＜アートスペースA～X＞
利用のご案内
（講演会・会議等の利用）



指定管理者

公益財団法人 愛知県文化振興事業団 劇場運営部

〒461-8525 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

受付窓口専用：電話 052-971-5516 FAX 052-971-5646

<https://www.aac.pref.aichi.jp>

1 利用申込みの手続き

1 申込み手続

- (1) アートスペース（催事室）を会議や講演会等で利用することを希望される場合は、利用許可申請書を「施設利用受付窓口」に提出して、利用許可書の交付を受けてください。附属設備を利用する場合も同様です。
- (2) 利用の申込みをされる場合は、利用の内容等について関係資料をご提出いただきます。その際、申請内容等を確認しますので、代表者又は責任者の方が申請の手続をしてください。
- (3) 初めてアートスペースを申し込まれる方は、「新規申込者活動内容調査表」及び「新規利用催物内容調査票」を、上記書類と合せてご提出ください。
- (4) 利用の内容等によっては、利用をお断りすることがありますのでご承知ください。
- (5) 愛知芸術文化センター（愛知県文化振興事業団及びあいちトリエンナーレ実行委員会を含む。）が主催する事業等を行うため、利用できない期間があります。
- (6) 電話による空室状況の問い合わせには応じますが、仮押さえをすることはできません。なお、空室状況は愛知芸術文化センターのウェブサイトでも掲載しています。

2 申込みの受付

(1) 受付期間

	利用内容	受付期間	備考
ア	愛知県美術館又は愛知県芸術劇場の施設と複合的に利用する場合	愛知県美術館は利用内定結果通知後から利用希望日の前日まで、愛知県芸術劇場は利用許可後から利用希望日の前日まで	G、H及びX室を含む利用については、6月及び12月は展示利用受付期間のため、受付はできません。
イ	美術、音楽等の芸術文化活動、学術会議等に12階アートスペースのA室からH室まで又はA室からF室までを全室・全日利用する場合	利用希望日の12か月前の月の初日から利用希望日の1週間前まで。ただし、利用希望日が6月又は12月の場合は利用希望日の13か月前の月の初日から利用希望日の1週間前まで	
ウ	ア、イ以外の利用の場合	利用希望日の属する月の6か月前の月の初日から利用希望日の1週間前まで	

(2) 受付場所及び時間

受付場所：施設利用受付窓口（地下2階アートプラザ内）

受付時間：平日……午前10時から午後6時まで

土・日・国民の祝日または振替休日…午後5時まで

休業日：休館日（2利用時間帯等__2休館日（P2）に記載）

お問い合わせ：専用電話 052-971-5516 FAX 052-971-5646

3 ご利用いただけない場合

次のような場合には、ご利用いただけませんので、ご注意ください。

- (1) 一般の方や代理店・販売店等を対象とした商品の展示、販売及び商品の販売促進を目的とした会議等
(資格取得等を目的とした講座、教室の開催及び株主総会、入社式、入社試験、会社説明会、学校説明会及び布教活動等も無形の商品の販売とみなします。)
- (2) 公安又は風俗を害するおそれがある場合
- (3) 搬入しようとするものが、「5事前打合せ等_4搬入品の制限」(P5)に記載するものに当たる場合等施設の構造上又は管理上支障のある場合
- (4) 暴力団の利益になると認められる場合
- (5) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるもの
- (6) コンサートなど、楽器類を使用する演奏会(アトスペースAを除く:「6利用当日の注意_12 楽器類の使用等の禁止」(P6)参照)

2 利用時間等

1 利用時間

	午 前	午 後	夜 間	全 日
利用時間	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 21:00

※ 利用時間には、準備や後片付けの時間も含まれます。

※ 午前・午後又は午後・夜間の場合は、連続して使用可能です。

2 休館日

- (1) 毎週月曜日(この日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日。)
- (2) 年末年始(12月28日から翌年1月3日まで)
- (3) 施設・設備の保守点検日等(原則として毎年6月の第1、第2、第3、第4月曜日は電気設備点検のため全館休館となります。)

3 利用期間

アトスペース各室を連続して利用できるのは、原則として、6日間までです。

3 利用料金

1 利用料金

アートスペース及び附属設備の利用料金（講演会・会議等）は、別表のとおりです。
なお、別途、電気利用料金を負担していただく場合があります。

2 利用料金のお支払

（1）お支払期限

ア アートスペース及び附属設備の利用料金のお支払期限

- ① 許可日から利用日までの期間が3月と15日以上の場合
利用日から起算して3月前の前日
- ② 許可日から利用日までの期間が15日以上、3月と15日未満の場合
許可日から15日以内
- ③ 許可日から利用日までの期間が15日未満
許可日当日

（2）お支払の方法

現金又は振込のいずれかの方法によりお支払ください。

ア 現金での場合

地下2階アートプラザ内の「施設利用受付窓口」でお支払ください。

イ 振込の場合

請求書に記載の振込口座に、最寄りの銀行等でお支払ください。

お振込の際は、必ず利用許可申請者と同じ名義でお振込ください。

なお、振込手数料は、利用許可申請者の負担となりますので、ご承知ください。

（3）利用料金の還付（返金）

利用についての変更、中止等がありましたら、速やかに連絡の上、「施設利用受付窓口」にて所定の手続きをしてください。

また、利用日の3か月前以降のキャンセルの場合、支払われた利用料金の還付率は、以下のとおりとなりますので、ご注意ください。

なお、取消申請日が、納入期限日以前であれば、全額還付いたします。（※許可書毎で還付手続きをします。）

施設名	取消申請のあった日	還付率
愛知県文化情報センター催事室	利用日の3月前の前日まで	100%
	利用日の3月前から1月前まで	50%
	利用日の1月前の翌日から2週間前まで	30%
	利用日の2週間前の翌日から当日まで	0%

4 利用の変更、取り消し等

1 施設利用権の譲渡等の禁止

アートスペースを利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。

2 利用許可の変更及び取り消し

許可を受けた後、利用時間等の変更又は取り消しを希望される場合は、速やかに連絡の上、「施設利用受付窓口」にて所定の手続きをしてください。

利用料金のお支払後は、施設、附属設備の利用の追加はできますが、変更又は取り消しは全額が返還されない場合がありますので、特にご注意ください。

3 許可の取り消し及び利用の中止命令

次の場合には、許可の取り消し又は利用の中止を命じることがあります。

- (1) 施設の利用に際して許可の条件及び愛知県芸術劇場館長の指示に従わないとき。
- (2) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- (3) 利用料金のお支払いが、請求書に記載した支払期限内に入金を確認できなかったとき。

5 事前打合せ等

1 事前打合せ

学会、シンポジウム、講演会等を開催する場合には、利用許可申請者又は利用責任者の方は、原則として、利用開始日の1か月前までに来館の上、「施設利用受付窓口」と打合せを行ってください。

なお、「施設利用受付窓口」との連絡は、全て利用許可申請者又は利用責任者の方を通じて行うようにしてください。

2 広報等

新聞広告への掲載や、ポスター、チラシ等を作成される場合には、事前にご相談ください。

なお、ポスターやチラシ等を作成された場合には、資料として保存しますので「施設利用受付窓口」へご提出ください。

3 資料等の持込み

アートスペースを利用するにあたり、大量の会議資料、諸器材（看板を含む。）を持ち込む場合には、あらかじめ「施設利用受付窓口」にご相談ください。

なお、資材持込みに自動車を使用される場合には、搬入・搬出時間を調整しますので、あらかじめお申出ください。

4 利用当日の駐車サービスについて（アートスペースAのみ）

アートスペースAをご利用の方に限り、1区分（午前・午後・夜間）毎に、1台分の「アートパーク東海駐車場」（愛知芸術文化センター地下）の駐車サービスを受けることができます。詳しくは、施設利用受付窓口へお尋ねください。

5 搬入品の制限

次のような物は、アートスペース内に持ち込むことはできません。

- (1) 生花を飾ることはできません。持込みをお断りさせていただいております。
- (2) 他の利用者及び来館者の迷惑になるような音を発し、若しくは煙霧を発生させる仕掛けのあるもの。
- (3) 刃物等を素材にするなど人に危害を及ぼす恐れのあるもの。
- (4) 発火又は引火しやすいもの、その他消防法上の危険物。
- (5) 法規に触れる恐れのあるもの。
- (6) その他管理運営上、支障を来すと認められるもの。

6 利用当日の注意

1 入室及び退室

利用責任者は、利用許可書をご持参の上、12階のアートスペースインフォメーションの警備員に提示して、ご入室ください。

利用時間が終了したときには、入室前の状態に戻した上で、必ず警備員に連絡し点検を受けてから退出してください。

2 利用許可書の携帯

利用期間中は、利用許可書を常に携帯してください。

3 秩序維持

施設内では、秩序を守り、他の利用者に迷惑をかけたり、施設に損害を加えるような行動をしないでください。

4 机、椅子等の室外移動の禁止

室内の机、椅子、その他の備品は、他の部屋へ移動させることはできません。

5 危険物等の持込みの禁止

室内に、発火又は引火しやすいもの、爆発物、その他の危険物や騒音、臭気を発するもの、その他室内を汚損、毀損する恐れのあるものを持ち込むことはできません。

6 禁煙

館内及び館外敷地内全て禁煙です。

7 飲食等

アートスペース内及びロビーに食事の持込みはできません。ただし、午前～午後、午後～夜間又は全日の連続利用か夜間利用の場合に限り、センター内のレストラン及び喫茶（以下、業者）から出前を取ることができます。

コーヒー・ジュース等の飲物については、利用区分による制限はありませんが、缶、ビン、ペットボトル等の容器の廃棄場所はありませんので、必要があれば、センター内の業者から出前をお取りください。

なお、ペットボトル等は、水又はお茶に限り持込み可としますが、ゴミ等については、持ち帰るようにお願いします。

飲食の予約は、利用者の方がセンター内の業者と直接行ってください。

また、利用終了後は、必ず業者に連絡し、後片付けをするようお願いします。

8 湯沸室の利用

(1) 湯沸室に自動湯沸器の設備がありますので、ご利用ください。

なお、やかん、湯呑み、盆、茶葉等はありませんので、利用者においてご用意ください。

(2) 湯沸室は、他の室の方も利用されます。他室の利用者に迷惑のかからないようにしてください。

(3) 湯沸室利用後は、清掃と後片付けをしてください。

9 電話

施設内の電話は内線専用です。外線通話は、ご自分の携帯電話又は公衆電話（地下2階、2階）をご利用ください。

10 盗難予防

室内持込品の盗難、紛失等による損害については、一切責任を負いません。盗難予防については、利用者において責任を持って行ってください。

11 物品の配布、販売、展示等

物品の配布、販売、展示等は、催物に関連した場合に限りです。あらかじめ物品販売願を「施設利用受付窓口」にご提出いただき、愛知県芸術劇場館長の承認を受けた場合には、販売することができます。

12 楽器類の使用等の禁止

他室の利用者の迷惑になりますので、楽器類を使用したり、大きな声で歌ったり、踊ったりすることはできません。

ただし、アートスペースAでは、他室の利用に影響の出ない程度の音量であれば、楽器類を使用することは可能ですが、使用する場合には、事前にお申し出ください。

13 天井、側壁等への直接工作の禁止

施設の天井、側壁、柱、ガラス、扉等には、画鋲、糊、接着テープ、針、油、塗料等で直接工作することはできません。

14 映写機等の利用

35 ミリ、16 ミリ映写機を利用される場合は、専門の技師の方による操作をお願いします。

15 設備等の汚損等の原状回復

利用者が故意又は過失によって、施設内の設備、器物等を汚損し、又は紛失したときは、速やかに警備員に申し出るとともに、利用者の費用負担で修理補修し、現状に復しさせていただきます。

16 管理責任の範囲

利用に起因する人的・物的損害（不慮の事故・盗難・紛失・汚損破損等）が生じた場合、当事業団はその責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

7 非常時の措置

- (1) 利用者は、事前に施設内の退避順路等の確認を行うとともに、火災や大規模な地震等の非常事態が発生したときは、施設の利用を直ちに中止し、管理者の指示に従い、来場者の避難誘導等を行って、来場者の安全を確保するための措置を講じてください。
- (2) 愛知県の判断により、愛知芸術文化センターが閉館となった場合、愛知県文化情報センターも閉館となりますので、直ちに会議、講演会等を中止するとともに、速やかに退館していただきます。この場合、指定管理者公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という。）は、それにより利用者に生じた損害については賠償の責任を負いません。なお、愛知芸術文化センター条例第7条第6項の規定に該当するは、利用料金の全部又は一部を利用許可申請者に還付いたします。
- (3) 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生のおそれがあり、催物の中止の命令又は勧告が出された場合、事業団は、それにより利用者及びその催物の入場者に生じた損害については賠償の責任を負いません。

8 利用許可条件

利用許可条件（催事室）

*催事室については、以下の条件を付けさせていただいております。なお、催事の内容により、追加の条件を付けさせていただく場合があります。

利用許可条件（催事室）

- 1 許可された内容（主催者、催物の名称、内容及び入場料等の額等）は、変更しないこと。万一、変更しようとする場合は、所定の手続きをし、愛知県芸術劇場館長の許可を得ること。
- 2 許可された施設を利用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 3 利用時間内における主催者、責任者の所在を明確にすること。
- 4 催物の準備及び使用終了後の原状復帰は、許可された時間内において行うこと。原状復帰後は直ちに劇場職員にその旨を告げ、点検を受けること。
- 5 利用料金は、許可書に記載された納期限までに納入すること。
- 6 催事室内において商品等の展示をし、又は販売をしようとする時は、愛知県芸術劇場館長の許可を得ること。
- 7 故意又は過失により、施設、設備、器具等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償すること。
- 8 災害時に、愛知県の判断により、愛知芸術文化センターが閉館となった場合、愛知県文化情報センターも閉館する。この場合、指定管理者公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「事業団」という。）は、それにより主催者に生じた損害については賠償の責任を負わない。なお、愛知芸術文化センター条例第7条第6項の規定に該当する場合は、利用料金の全部又は一部を主催者に還付する。
- 9 天災事変その他非常事態が発生し、又は発生のおそれがあり、催物の中止の命令又は勧告が出された場合、事業団は、それにより主催者及びその催物の入場者に生じた損害については賠償の責任を負わない。
- 10 その他、愛知県芸術劇場館長の指示及び「アートスペース（催事室）利用のご案内」に従うとともに、当施設の秩序を乱すような行為を行わないこと。
- 11 この利用許可条件に違反したときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることがある。

9 利用料金等

催事室の利用料金

室名	利用時間による区分（円）				
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時	時間外 21時以降 30分当たり
アートスペースA	52,700	70,300	70,300	174,200	23,300
アートスペースB	4,800	6,600	6,600	16,300	2,100
アートスペースC	2,600	3,400	3,400	9,000	1,100
アートスペースD	2,600	3,400	3,400	9,000	1,100
アートスペースE・F	7,200	9,600	9,600	24,600	3,000
アートスペースG	9,200	12,400	12,400	31,000	3,900
アートスペースH	7,400	9,800	9,800	24,700	3,100
アートスペースX	6,100	8,200	8,200	20,500	2,600

附属設備利用料金

	附属設備備品	利用料金（円）
アートスペースA 専用	35ミリ及び16ミリ兼用型映写機*1,2	10,500
	16ミリ映写機*1	5,900
各室共通	スライドプロジェクター	1,400
	モニターテレビ	1,100
	ビデオプロジェクター	1,100
	電子黒板	1,100
	音響装置（E・F用）*3	1,100
	音響装置（G用）*4	1,100
	音響装置（H用）*5	1,100
	音響装置（ビデオプロジェクター用）*6	1,100

*1 映写技師が必要です。

*2 立ち上げ、終了共に1時間ずつ必要です。

*3 ワイヤレスハンドマイク2、有線マイク1 他

*4 ワイヤレスハンドマイク2、有線マイク1、CDプレーヤー 他

*5 ワイヤレスハンドマイク2、有線マイク1、CDプレーヤー 他

*6 ワイヤレスハンドマイク2、有線マイク1、BD/DVDプレーヤー 他

(注) 1 利用料金は、午前、午後、夜間の利用区分ごとの料金です。

2 アートスペースE、Fを分離して利用する場合には、音響装置（マイク）は使用することができません。

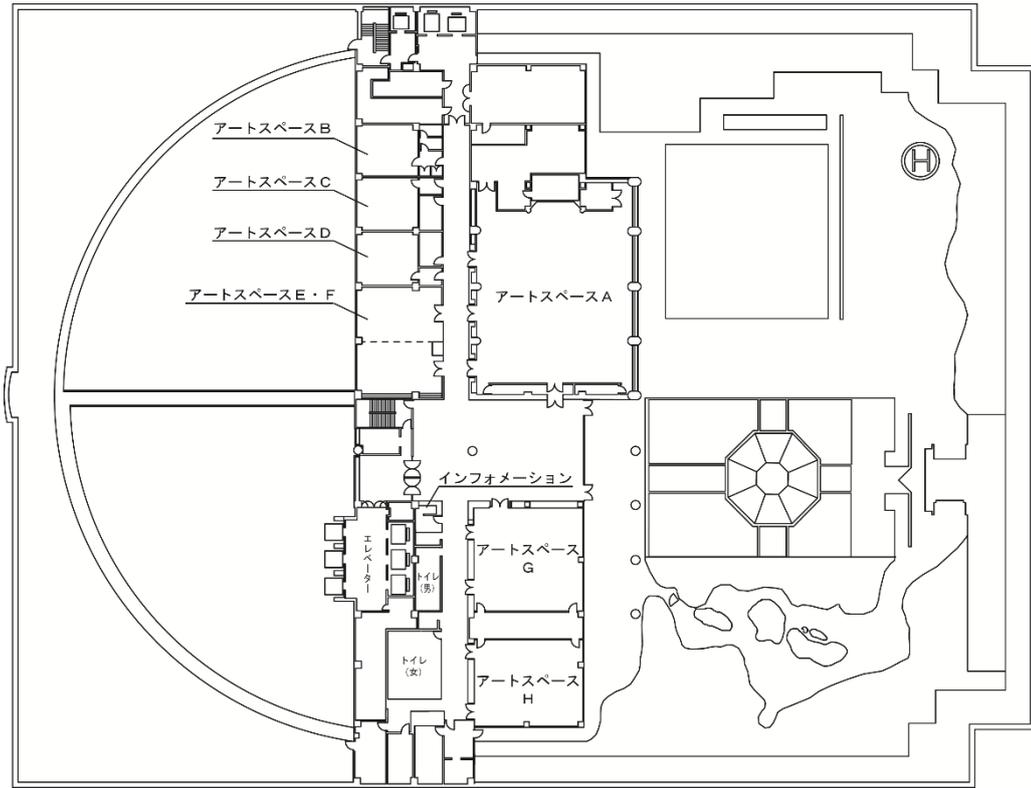
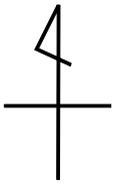
3 持ち込んだ電気機器の電気利用量が1時間1kwを超える場合の電気利用料金は、1時間1kwにつき、50円です。

仕様・施設設備

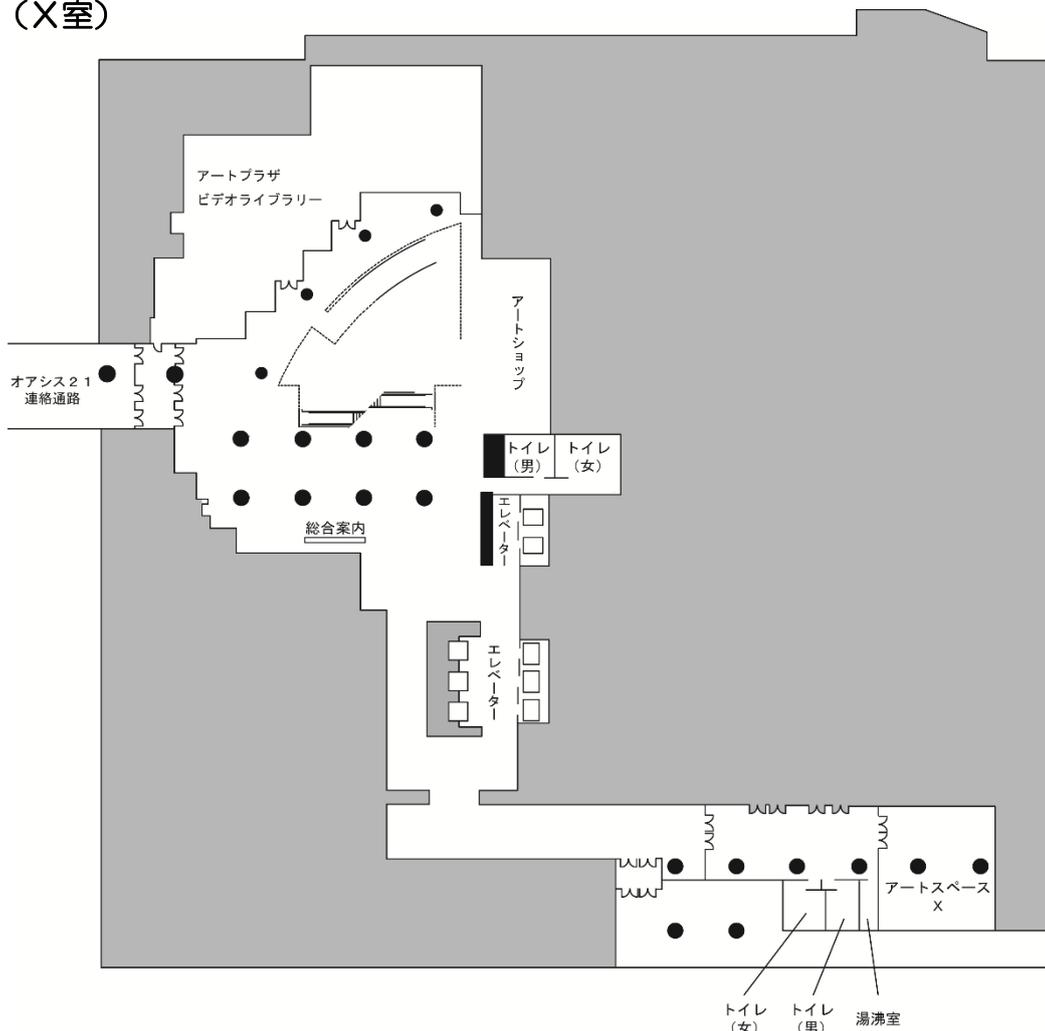
室名	収容人数	面積 (㎡)	天井高 (m)	照明	施設設備
アートスペースA	机あり 180 机なし 280	360	5.7m ～ 7.5m	LED	同時通訳ブース（5ブース）、専用控室 会議机、椅子、演台、暗幕、スクリーン、マイク（有線 6、ワイヤレス3、ワイヤレスピンマイク1）等
アートスペースB	14	40	3.0m	LED	化粧室、クローゼット、会議机、椅子（革張り）、 ホワイトボード、カーテン（遮光）等
アートスペースC	18	40	3.0m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、カーテン（遮光）等
アートスペースD	18	40	3.0m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、カーテン（遮光）等
アートスペース E・F	60	120	3.0m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、演台、スクリーン、 カーテン（遮光）等
アートスペースG	72	150	2.8m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、スクリーン、 カーテン（遮光 暗幕）等
アートスペースH	54	120	2.8m	LED	会議机、椅子、ホワイトボード、スクリーン、 カーテン（遮光 暗幕）等
アートスペースX	60	144	3.0m	蛍光灯	会議机、椅子、ホワイトボード、パンチメタルボード等

愛知芸術文化センターアートスペース平面図

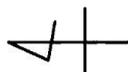
12階 (A~H室)



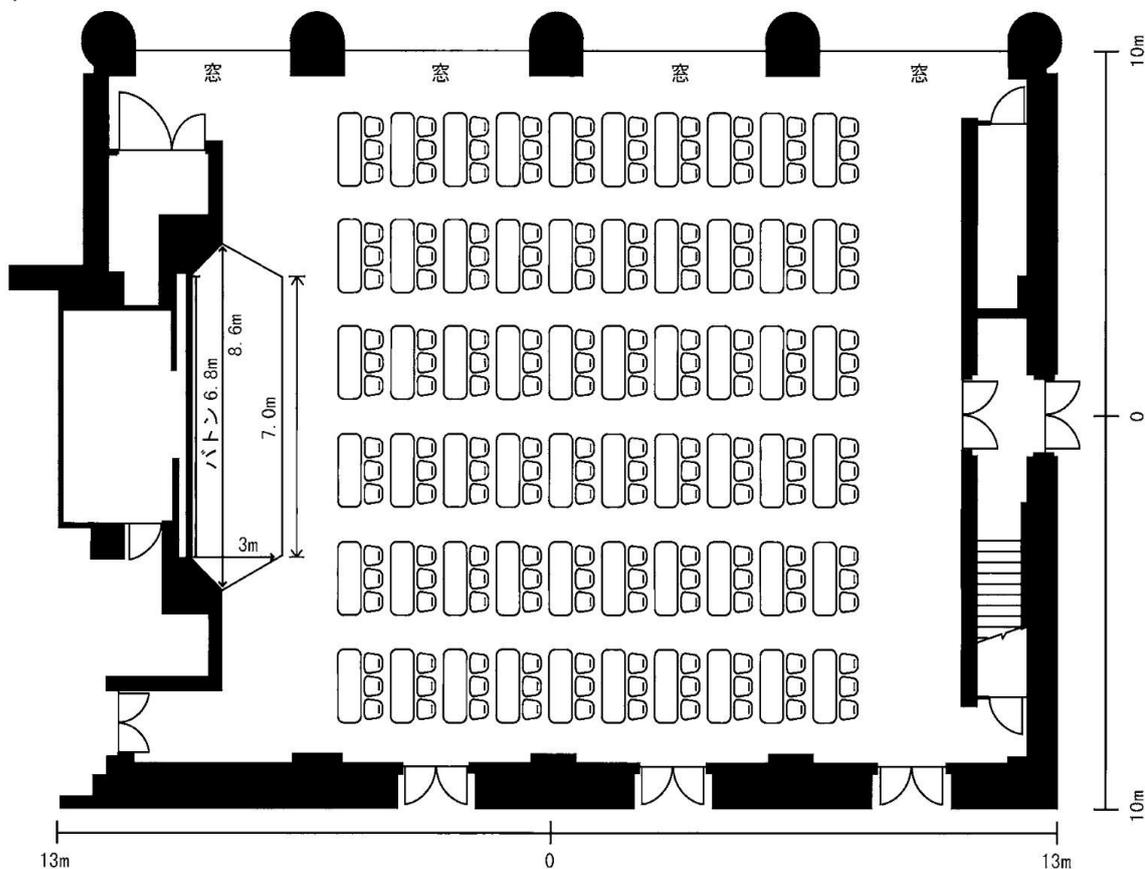
地下2階 (X室)



アートスペース各室



A室(360㎡定員180名(椅子のみ280名))

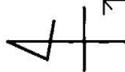
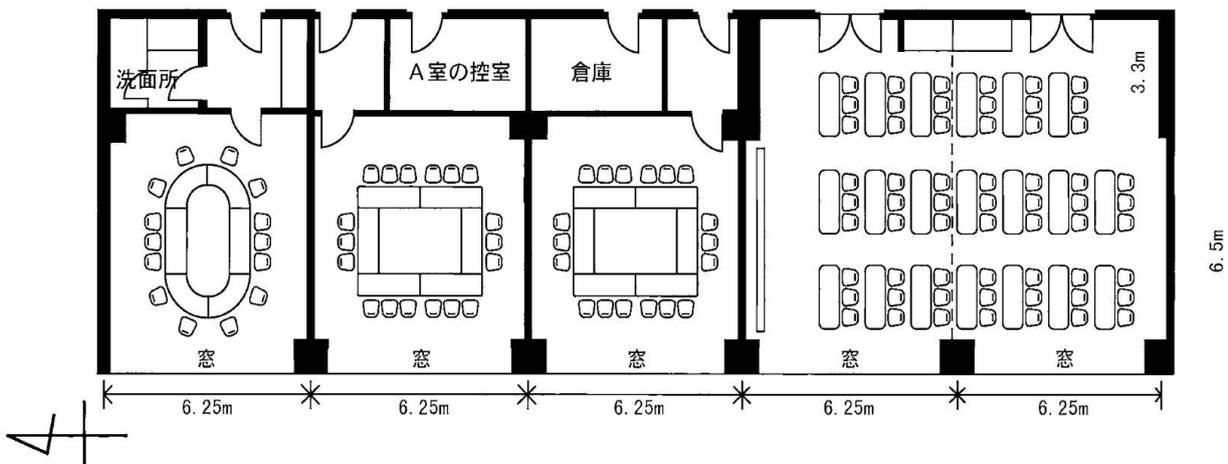


B室
(40㎡定員14名)

C室
(40㎡定員18名)

D室
(40㎡定員18名)

E・F室
(120㎡定員60名)





公共交通機関（オアシス21から地下連絡通路または2階連絡橋経由）

- 地下鉄東山線、名城線「栄」駅下車、徒歩5分
- 名鉄瀬戸線「栄町」駅下車、徒歩5分

自動車

- 名古屋高速「東新町」出口から3分

**愛知県文化情報センター催事室
＜アートスペース＞利用のご案内
（講演会・会議等）**

令和2(2020)年11月1日改定

愛知芸術文化センター愛知県文化情報センター
（指定管理者）

公益財団法人 愛知県文化振興事業団